

愛島地区実質化された人・農地プラン

市町村名	地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月
名取市	愛島地区(愛島北目、愛島笠島、愛島小豆島、愛島塩手)	平成26年2月	令和4年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	542.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	428.0ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	31.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	12.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	57.0ha

2 地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・地区内の過半の世帯で農業後継者がいない、もしくは未定となっている。・農業者の高齢化が進んでいる。
<ul style="list-style-type: none">・畑の耕作放棄地が多い、人手がかかるので、出し手があっても引き受け手が見つからない。・農地の受け手となる経営体が少ない。
<ul style="list-style-type: none">・「たけのこ」が特産品と生産数も多いが、今後の後継者・担い手が農地の受け手同様に不足してきている。・有害鳥獣の被害がひどいので対策が必要である。
<ul style="list-style-type: none">・地区内に一部未整理地の水田が存在するので、集約化に大きな障害となっている。
<ul style="list-style-type: none">・旧来あった集落・地域内の自主的な連絡調整体制が農業者の減少や高齢化、その他社会情勢の変化により、消滅、機能低下が著しくなっている。

3 地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none">・中心経営体である認定農業者等が農地利用を担っていく。・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを必要に応じて対応していく。
<ul style="list-style-type: none">・認定農業者の個人だけでは集約に限度があるので、法人化した組織の実現を検討する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
<p>農業経営の効率化・安定化に向けた取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲と大豆・麦等の土地利用型作物については、ブロックローテーションにより農地の利用を図ることを継続する。 ・土地利用型作物以外で収益性の高い園芸作物を組み合わせた複合経営に取り組むことを目指す。
<p>鳥獣被害防止対策への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域による鳥獣害対策として侵入防止策の共同設置の取組を目指す。 ・農地周辺の除草と潜伏場所をなくすことが非常に効果的なため、対応について検討していく。
<p>情報連絡体制への取組体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛島地区の連絡協議会などを組織し、地区の課題を共有し、受け手の体制、出し手の協力等を個々の農家へ情報として伝わる体制を確立していく。

5 今後の中心となる経営体の状況

(1)中心経営体数

	個人等	法人
① 認定農業者	12人	5法人
② 認定新規就農者	3人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	1法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者	1人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	2人	法人